

11月28日

愛媛県知事選挙 松山市長選挙

明るく未来へ あなたの一票

11月28日は愛媛県知事および松山市長選挙の投票日です。愛媛県と松山市の行方を決める大切な選挙です。忘れずに投票しましょう。

投票日時

11月28日(日)7時～20時(久谷第四・北条第四・北条第十九投票所は16時まで、中島第六・十一投票所は17時まで、由良・泊鷺ヶ巣・門田・中島第一・五投票所・中島第十二～十七投票所は18時まで)

投票できる人

【年齢】平成2年11月29日以前に生まれた人
【市内間で転居した人】平成

22年10月22日までに市内間転居の住民異動の届け出をした人は新しい住所の投票所で、その後に届け出をした人は以前の住所の投票所で投票
■愛媛県知事選挙
【住所要件】平成22年8月10日までに転入の届け出などをして、選挙人名簿に登録されている人。ただし8月11～20日までに転入の届け出などをし、今回の松山市長選挙で選挙人名簿に登録された人は、11月

20日から知事選挙の投票ができます
【県内の他市町へ住所を移した人】松山市の選挙人名簿に登録されていて、平成22年7月28日以後に県内の他市町へ転出(1回限り)し、転出先の市町で選挙人名簿に登録されていない人は、松山市で投票できます。ただし投票には、いずれかの市町長が発行する「引き続き県の区域内に住所を有する旨の証明書」(市民課(松山市役所本館1階)・支所・サービスセンター、県内他市町の住民票担当窓口などで、無料で発行)が必要で、また松山市の選

挙人名簿に登録されていて、平成22年7月12～27日の間に転出(1回限り)し、転出先の市町で選挙人名簿に登録されていない人は、期日前投票ができる場合がありますので、市選挙管理委員会へお問い合わせください
【県外へ住所を移した人】平成22年11月11日までに県外へ転出した人は、投票できません。また松山市の選挙人名簿に登録されていて、平成22年11月12日以後に転出する人は、転出する日までは期日前投票ができます。詳しくは、市選挙管理委員会へお問い合わせください

【市外へ転出した人】選挙期日の前日までに市外へ転出した人は、投票できません。ただし松山市の選挙人名簿に登録されていて、平成22年11月27日の間に転出する人は、期日前投票ができる場合がありますので、市選挙管理委員会へお問い合わせください
【配布方法】知事選挙は11月17日、市長選挙は11月24日に、朝日・愛媛・産経・日本



松山市長選挙

【住所要件】平成22年8月20日までに転入の届け出などをして、選挙人名簿に登録されていて引き続き市内に住んでいる人
【市外へ転出した人】選挙期日の前日までに市外へ転出した人は、投票できません。ただし松山市の選挙人名簿に登録されていて、平成22年11月27日の間に転出する人は、期日前投票ができる場合がありますので、市選挙管理委員会へお問い合わせください

経済・毎日、読売の各新聞に折り込み配布▼新聞未購読世帯の人へ郵送により配布しますので、事前に電話またはeメールなどで市選挙管理委員会 senkan@city.matsuyama.ehime.jp ※市役所本館1階・第四別館1階、支所、公民館、中島の地区集会所などにもあります

【郵便による不在者投票】身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持ち表①に該当する選挙人は、事前に手続きをすれば自宅などで不在者投票ができます。投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」(早めに市選挙管理委員会へ交付申請)を添え、市選挙管理委員会へ

選挙入場券

11月11日から世帯全員の選挙入場券を一つの封筒にまとめて、世帯主あてに郵送します。自分の入場券の記載内容を確認し、投票所(期日前投票所)をお持ちください。

学生選挙権

原則、就学地にあります。

不在者投票

【入院中の人が不在者投票できる市内の病院(50音順)】天山・NTT西日本松山・愛媛生協・奥島・栗林・県立中央・済生会松山・佐藤実・四国がんセンター・道後温泉・東明・和ホスピタル・野本記念・平成脳神経外科・北条・松山笠置記念心臓血管・松山記念・松山協和・松山市民・松山城東・松山赤十字・松山第一・松山西・松山ベテル・松山リハビリテーション・南高井・南松山・吉田の各病院

手帳などの種類	障害の種類	障害の程度または要件
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級または2級
	心臓・腎臓・呼吸器 ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級
	免疫・肝臓	1～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	内臓機能	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証		要介護5

手帳の種類	障害の種類	障害の程度
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症～第2項症

今回から松山三越で期日前投票ができます

期日前投票

【投票の場所・期間・時間】

- 愛媛県知事選挙：11月12日(金)～27日(土)
- 松山市長選挙：11月22日(月)～27日(土)

【注意】

- ▷11月12日(金)～21日(日)までは、市長選挙の投票ができません
- ▷支所などでの期日前投票は、11月22日(月)からです

期日前投票所	投票期間	投票時間	投票の対象(範囲)
市役所第4別館1階 1-1会議室	11月12日(金) ～27日(土)	8時30分 ～20時	市内全域の 選挙人
伊台・道後・久米・小野・久谷・浮穴・垣生・味生・久枝・和気・堀江・三津浜・中島の各支所、石井公民館、北条コミュニティセンター	11月22日(月) ～27日(土)	8時30分 ～18時	
興居島支所		9～20時	
フジグラン松山2階 ギャラリー		10～19時	
いよてつ高島屋7階 ふれあいギャラリー	11月23日(火・祝) ～25日(木)の間、 1日限定	9時30分 ～16時	当該投票所 がある島の 選挙人
松山三越7階 期日前投票 特設会場			
上怒和・元怒和・二神・睦月・野忽那の各集会所、津和地多目的集会施設			

【期日前投票のできる人】

選挙当日、次の事由があると見込まれる人は期日前投票ができます

- 仕事、地域行事の役員、本人または親族の冠婚葬祭などに従事する場合
- 買い物、旅行、レジャー、親族以外の冠婚葬祭への参加などのため、投票区の区域外へ出掛ける場合
- 病気、けが、妊娠などのため歩行が困難な場合
- 住所移転のため他市町村に居住している場合

【期日前投票の方法】

期日前投票所で、宣誓書(期日前投票所にあり)を提出してください。その際、入場券が届いていたらお持ちください。(入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できます)

【郵便による不在者投票】身体障害者手帳や介護保険被保険者証などを持ち表①に該当する選挙人は、事前に手続きをすれば自宅などで不在者投票ができます。投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」(早めに市選挙管理委員会へ交付申請)を添え、市選挙管理委員会へ

【郵便による不在者投票(代理記載制度)】自分の名前が書けない人で表①と表②の両方に該当する人は、事前に手続きをすれば自宅などで代理記載人による不在者投票に関する記載をもらうことができます。投票日の4日前までに「投票用紙請求書」に「郵便投票証明書」(早めに市選挙管理委員会へ交付申請)を添え、市選挙管理委員会へ

お問い合わせは、市選挙管理委員会(市役所第4別館三番町六丁目)2階 ☎986619・☎9341811へ。期日前投票のテレホンサービスは☎980510・☎980520(11月12日～27日まで)へ